

大阪市告示第914号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|-----------------------|--------------|------------------|
| 大阪市立 西屋内プール 水泳場 | 令和7年7月1日（火） | 午後3時から 午後6時まで |
| | 令和7年7月8日（火） | |
| | 令和7年7月29日（火） | |
| | 令和7年7月15日（火） | 午後3時から |
| | 令和7年7月22日（火） | 午後8時まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）